第六・五条

締約国の権限のある承認当局による他の締約国において付与された高等教育の資格の評定については、次の者のうち一又は二以上のものに対する意見として利用することができる。

(a) 教育機関（当該教育機関の課程への入学許可を目的とする場合）

(b) 他の権限のある承認当局

(c) 潜在的な雇用者

第六・六条

各締約国は、自国の領域内で運営されている外国の高等教育機関によって付与された高等教育の資格について、自国の法令が定める特定の要件又は自国と当該高等教育機関の本国である締約国との間で締結した特定の協定に基づいて承認することができる。

第七章　難民、避難民及び難民に類する状況にある者が有する資格の承認

第七条

各締約国は、自国の教育制度の枠組みの中で、並びに自国の憲法上及び法令上の要件に従い、難民、避難民及び難民に類する状況にある者が一の締約国において取得した資格につき証拠書類によって証明できない場合においても、これらの者が高等教育課程の受講又は雇用に係る活動を行うための資格の承認について関連する要件を満たしているか否かを公正かつ迅速に評定するための手続（従前の学習の承認を含む。）を作成するため、あらゆる合理的な努力を払う。

第八章　評定事項及び認定事項並びに承認事項に関する情報

第八・一条

各締約国は、自国の高等教育制度に属する教育機関によって付与された資格の質が承認が求められている締約国における承認を正当化するものであるか否かについて、他の締約国の権限のある承認当局が確認することができるようにするため、これらの教育機関及び自国の質の保証の制度に関する適切な情報を提供する。この情報には、次のものを含める。

(a) 自国の高等教育制度に関する説明

(b) 自国の高等教育制度に属する各種の高等教育機関の概要及び各種の高等教育機関の典型的な特徴の概要

(c) 自国の高等教育制度に属する承認され、又は認定された高等教育機関（公立及び私立）の一覧であって、各種の資格を付与するこれらの高等教育機関の権限並びに各種の高等教育機関に入学し、及び各種の課程を受講するための要件を示すもの

(d) 質の保証の仕組みに関する説明

(e) 自国の教育制度に属すると認める自国の領域外に所在する教育機関の一覧

第八・二条

各締約国は、高等教育の資格の承認を容易にするため、次のことにより、関連する情報で正確な、かつ、最新のものを提供する。

(a) 自国の高等教育制度及び資格に関する信頼すべき、かつ、正確な情報の入手を容易にすること。

(b) 他の締約国の高等教育制度及び資格に関する情報の入手を容易にすること。

(c) 自国の法令に従い、承認事項及び資格の評定に関する助言又は情報を提供すること。

第八・三条

各締約国は、高等教育に関する情報を提供する国内情報センターの設立及び維持のための適切な措置をとる。各締約国の国内情報センターの形態は、異なり得る。

第八・四条

締約国は、自国の国内情報センターを通じて又は他の方法により、次の文書の利用を促進する。

(a) ユネスコ修了証書補足文書又は他の同等の資格の補足文書

(b) 国境を越える高等教育の質の保証に関するユネスコ及び経済協力開発機構の指針又は自国の各高等教育機関が自国の法令に従って作成する同等の文書

第九章　実施

第九・一条

この規約の実施を監督し、促進し、及び容易にするための機関は、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約委員会（以下「委員会」という。）とする。

第九・二条

1 この規約により設置する委員会は、各締約国の一人の代表者で構成する。

2 この規約の締約国でない国は、委員会の会合にオブザーバーとして参加することができる。アジア太平洋地域において承認の分野で活動する政府機関及び非政府機関の代表者についても、委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

3 委員会は、締約国の権限のある承認当局がこの規約を実施し、及び高等教育の資格の承認の申請について検討するに当たり、指針となる勧告、宣言、議定書及び良い慣行のひな形を、締約国の過半数による議決で採択することができる。締約国は、これらの文書に拘束されないが、これらの文書を適用し、これらの文書に対する権限のある承認当局の注意を喚起し、及びこれらの文書の適用を奨励するため、最善の努力を払う。

4 委員会は、ユネスコの枠組みの下で採択された高等教育に係る修学、修了証書及び学位の承認に関する規約の適用のためのユネスコ地域委員会との関係を維持する。

5 委員会の会合の定足数は、締約国の単純多数とする。

6 委員会は、その手続規則を採択する。委員会は、少なくとも三年ごとに通常会合として会合する。委員会は、この規約が効力を生じた後一年以内に第一回会合として会合し、この規約の実施を管理するため、その後五年間は、毎年会合する。

7 委員会の事務局の役割は、ユネスコ事務局長に委託する。

第九・三条

1 高等教育上の移動及び学術上の承認に関する国内情報センターのネットワークを設立する。同ネットワークは、権限のある承認当局によるこの規約の実際的な実施を支持し、及び支援する。

2 各締約国は、国内情報センターのネットワークに対し、自国の国内情報センターの構成員の一人を任命する。二以上の国内情報センターが設立され、又は維持される場合には、これらの国内情報センターの全てが、同ネットワークの構成員となる。ただし、これらの国内情報センターは、一の票のみを有する。

3 国内情報センターのネットワークは、全体会合として毎年会合する。同ネットワークは、議長その他の議長団を選出する。

4 国内情報センターのネットワークの事務局の役割は、ユネスコ事務局長に委託する。

5 国内情報センターのネットワークは、学術上の承認及び高等教育上の移動について、関連する情報を締約国から収集する。

第十章　最終規定

第十・一条

1 この規約は、全てのユネスコ加盟国及びバチカン市国による署名及び批准、受諾、承認又は加入のために開放しておく。

2 全てのユネスコ加盟国及びバチカン市国は、次のいずれかの方法により、この規約に拘束されることについての同意を表明することができる。

(a) 批准、受諾、承認又は加入を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾、承認又は加入を条件として署名した後、批准し、受諾し、承認し、又は加入すること。

(c) 批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託すること。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、ユネスコ事務局長（以下「寄託者」という。）に寄託する。